



平成 20 年 度

市 政 執 行 方 針

名 寄 市

はじめに	1
市政推進の基本的な考え方	2
平成 20 年度の予算編成	3
“市民と行政との協働のまちづくり”	6
・市民主体のまちづくりの推進	6
・コミュニティ活動の推進	7
・人権尊重と男女共同参画社会の形成	8
・情報化の推進	8
・交流活動の推進	9
・健全な財政運営	10
“安心して健やかに暮らせるまちづくり”	10
・健康の保持増進	10
・地域医療の充実	11
・子育て支援の推進	12
・高齢者福祉の充実	13
・障がい者福祉の推進	13
・国民健康保険	14
“自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり”	15
・循環型社会の形成	15
・消防	16
・交通安全	17
・生活安全	17
・消費生活の安定	17
・住宅の整備	18
・都市環境の整備	18
・上水道・簡易水道の整備	19
・下水道・個別排水の整備	19
・道路の整備	20
・雪を活かし雪に強いまちづくりの推進	20
“創造力と活力にあふれたまちづくり”	21
・農業・農村の振興	21
・林業の振興	27
・商工業の振興	27
・雇用の安定	29
・観光の振興	30
“心豊かな人と文化を育むまちづくり”	31
・大学教育の充実	31

平成 20 年第 1 回名寄市議会定例会の開会にあたり、市政執行の基本的な考えを申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆さんのご理解とご協力をいただきたいと思います。

はじめに

合併から、早くも 2 年を迎えようとしています。

この間、市民憲章の制定や総合計画の策定をはじめ、それぞれの地域の歴史や特性を大切にしながら、市民の融和と一体感の醸成に努めてまいりました。

総論での一元化については方向づけができましたので、今後は各論での統一をスピード感をもって進めてまいります。

世界的な株価の下落や原油価格の高騰などが、未だ回復基調にならない地域経済を脅かし、市民生活にも影響が出ています。

また、新たな財政健全化法の成立により、一層の行財政改革が求められることになりました。

こうした厳しい状況だからこそ、合併による歳入・歳出面でのメリットを最大限に活用して「新市になって良かった」と実感できるまちづくりを進めて行かなければなりません。

総合計画の推進も 2 年目に入ります。

計画に掲げる施策・事業の着実な実施を図ることが、目標とする

将来像の実現に近づくこととなります。

「市民参画と協働のまちづくり」を基本とし、全力で取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

市政推進の基本的な考え方

ここに、市政執行の基本的な考え方について申し上げます。

一点目は、市民が主役の「参画と協働のまちづくり」であります。

自立した活力あるまちづくりを進めるためには、行政のスリム化と地域の自治活動の充実が欠かせません。

そのためには、情報の共有や市民参画が必要であり、（仮称）自治基本条例の制定と（仮称）地域連絡協議会の設置に取り組んでまいります。

二点目は、「行財政改革の推進」についてであります。

総合計画の着実な実施がまちづくりの基本ではありますが、実施を担保する歳入環境が一層悪化しております。

組織機構の整備や事務事業の一元化をはじめ、行財政改革の強化に努めてまいります。

三点目は、「活力をもたらす産業の振興」についてであります。

基幹産業の農業や製造業等の振興はもとより、風連地区、名寄地

区の「まちなかの賑わいづくり」が地域の活性化に欠かせません。

コンパクトなまちづくりの理念に沿って、活性化の取り組みに努めてまいります。

以上、市政推進の基本的な考え方について申し上げます。

平成 20 年度の予算編成

次に、平成 20 年度の予算編成について申し上げます。

国の平成 20 年度予算は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」及び「経済財政改革の基本方針 2007」に基づき、平成 23 年度までに基礎的財政収支を確実に黒字化させるため、行政のスリム化・効率化の一層の推進、総人件費改革、特別会計改革、資産債務改革など、歳出全般の徹底した見直しのもとに編成されました。

平成 20 年度の経済見通しについては、サブプライム住宅ローン問題を背景とする金融資本市場の変動、原油価格の高騰などの影響を注視する必要があるものの、世界経済の回復が続く中、平成 19 年度に引き続き、企業部門の底堅^{そこがた}さの持続と、家計部門の穏やかな改善などにより、民間需要中心の経済成長になると見込まれ、国内総生産の実質成長率は、2.0 パーセント程度と見込まれています。

一方、地方財政対策については、総額で 83 兆 4,000 億円と、前年度に比べて 0.3 パーセントの伸び率となりました。

このうち、地方交付税は 15 兆 4,100 億円で、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税は 18 兆 2,400 億円で、平成 15 年度以来、5 年ぶりの増加となりました。また、地方交付税の中に、歳出の特別枠として「地方再生対策費」が創設され、総額で 4,000 億円が確保されました。

こうした中、名寄市の平成 20 年度各会計予算は、平成 20 年度決算から適用される財政健全化法の施行を前提にしながら、多くの市民と職員の手作りで策定した新総合計画の具現化を最優先に、新規では、天文台整備事業、北斗・新北斗団地立替事業、少子化対策の一環である「こんにちは赤ちゃん事業」、特別支援教育支援員設置事業などを、継続では、市立総合病院増改築事業、風連本町地区市街地再開発事業、住宅リフォーム促進助成事業、中心市街地活性化事業など多くの事業を盛り込み、地域経済や雇用にも配慮いたしました。

一般会計の予算案は 184 億 8,419 万 3 千円で、前年度比マイナス 1.1 パーセント、2 億 177 万 6 千円の減額となりましたが、前年度は、当初予算に合併特例振興基金を 6 億 8,160 万円積み立てしましたので、この基金を除けば、前年度比 2.7 パーセントの伸び率となりました。

9 つの特別会計予算案は、前年度比 25 パーセント減の 87 億 6,697

万円、企業会計予算案は、前年度比 7 パーセント増の 102 億 7,095 万 6 千円、全会計の総額では、前年度比 6.1 パーセント減の 375 億 2,211 万 9 千円となりました。

また、風連特例区会計の予算案は、前年度比 0.5 パーセント増の 7,078 万 2 千円となりました。

合併後 3 年目を迎え、名寄市を取り巻く情勢は、少子高齢化や過疎化の進行、基幹産業である農業の衰退など多くの課題があり、また、様々な住民要望が出されておりますが、一方では、歳入の根幹である市税や地方交付税は伸び悩み、多額の収支不足が生じてきています。

平成 20 年度は、多額の基金を取り崩して予算を編成することができましたが、財政調整基金など財源調整的な基金も底をつき、平成 21 年度の予算編成は大変厳しい状況になっています。

このような危機的状況であることから、行財政改革推進計画に基づき、受益と負担の適正化を図るため、使用料・手数料及び負担金・補助金の全面見直しを行うとともに、恒常的な収支不足を解消するため、予算編成のあり方についても全面的に見直しを行い、子や孫の世代に過大な負の遺産を残すことが無いよう、市民の皆さんと協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

“市民と行政との協働のまちづくり”

市民主体のまちづくりの推進

次に、市民主体のまちづくりの推進について申し上げます。

市民主体のまちづくりを進めるためには、市民と行政がそれぞれの役割と責任を分担し、ともに行動していかなければなりません。そのため、市民自治を基本に市民参画や行政運営のルールを定める（仮称）「自治基本条例」の制定に向け、現在「市民懇話会」での検討が進められています。

また、個人や市民団体の自主的研修や活動を支援するまちづくり推進事業を引き続き実施し、協働のまちづくりを進めてまいります。

次に、合併特例区について申し上げます。

風連地区振興のため、「合併特例区協議会」との連携を深め、事務事業の円滑な推進に努めるとともに、事務事業一元化のための協議を進め、市事業への一本化を図ってまいります。また、風連地区における住民自治組織移行につきましては、「住民自治組織移行審議会」等との協議を通じ、コミュニティ活動が活発化し、地域活動がより効果的に行える組織となるよう努力をしてまいります。

次に、広報広聴について申し上げます。

行政運営に対する市民の参画を促進するために、広報なよろをはじめホームページ、新聞広報、エフエムラジオ放送など、市民が市政を身近に感じることができるよう、昨年行った広報アンケートの結果を活用し、多様な手段で情報公開の充実を図ってまいります。

平成 20 年度から、新たな財源を確保し、幅広い生活情報を提供することで市民サービスの向上を図るため、有料広告事業に取り組んでまいります。

また、市民の声が反映する市政運営のために、各種懇談会などで市民と地域の意見をお聴きします。

さらに、市民の皆さんと行政情報を共有するため、出前トークのメニューを更新しました。今後は施設見学会の充実にも努めることで、市民の皆さんの市政への理解と関心を深めてまいります。

コミュニティ活動の推進

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

地域のコミュニティ活動の活性化を推進するため、名寄地区において、町内会や地域の住民が連携・協力して、小学校区単位の広い地域で活動ができる（仮称）「地域連絡協議会」の設置を進めてまいります。

また、町内会活動は地域自治の原点であることから、自主的な地

域活動に対し助成金を交付するとともに、その活動拠点となる町内会館の整備などについても継続して支援してまいります。

人権尊重と男女共同参画社会の形成

次に、男女共同参画社会の形成について申し上げます。

男女共同参画社会をめざし、策定作業が進められておりました「名寄市男女共同参画推進計画・実施計画」につきまして、市民で組織された策定委員会から答申を受け、その取り組みをスタートしたところではあります。

今後、計画推進に向け、市民・地域・企業・行政などによるパートナーシップのもと、積極的に取り組みを進めてまいります。

情報化の推進

次に、情報化の推進について申し上げます。

平成 21 年度から電算処理による戸籍事務を開始するため、昨年 9 月から準備を進めております。引き続き供用開始に向けた、戸籍内容点検作業及びデータ化に取り組んでまいります。

次に、統計について申し上げます。

統計は、各種施策の企画・立案に幅広く利用されており、その果

たす役割は重要なものとなっています。

平成 20 年度の指定統計調査は学校基本調査、住宅・土地統計調査、工業統計調査、経済センサス調査区設定・準備調査が予定されています。名寄市統計協議会の協力を得て調査が進められますので、市民の皆さんにはご理解とご協力をお願いいたします。

交流活動の推進

次に、交流活動の推進について申し上げます。

国際交流につきましては、カナダ・カワーサレイクス市リンゼイ地区への交換学生の派遣、ロシア・ドーリンスク市へ友好市民訪問団の派遣を予定しております。教育や文化など、より充実した交流となるよう支援してまいります。

国内交流につきましては、東京都杉並区・山形県鶴岡市藤島との間で、人的交流や特産品販売などが取り組まれていますが、さらに充実した交流となるよう積極的な取り組みをしてまいります。

東京なよろ会などのふるさと会につきましては、当市からの情報発信など、側面から支援を行い、都市との人的・経済交流を図ってまいります。

健全な財政運営

次に、入札制度について申し上げます。

建設工事等の入札は、透明性のある公正な制度をめざして、入札制度改善庁内検討委員会で検討しております。

平成 20 年度は、従来の指名競争入札に加え、条件付一般競争入札を併用しながら試行してまいります。

“安心して健やかに暮らせるまちづくり”

健康の保持増進

次に、保健事業について申し上げます。

母子保健事業につきましては、安全で安心した出産を迎えられるよう、妊娠中の健診費用助成を現行の 2 回分から 5 回分に拡大し、負担の軽減と受診しやすい体制を整備してまいります。

さらに、「こんにちは赤ちゃん事業」として、生後 4 ヶ月までの赤ちゃんの居る家庭を全戸訪問し、子育てに関する不安や悩みの相談、子育て支援や虐待の予防対策を強化し、安心して子どもを産み育てる環境づくりに努めてまいります。

また、老人保健法の廃止に伴い、これまで健診機会のない市民を対象に実施してきた基本健康診査は、特定健診・特定保健指導として医療保険者ごとに実施が義務付けられましたので、35 歳から 74

歳までの国保加入者を中心に実施し、併せて 75 歳以上の方につきましては、後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて取り組んでまいります。

「自分の健康は自分で守る」という意識啓発を図るとともに、制度の円滑な移行と、健診受診率の向上により、市民の健康の保持増進を図られるよう努めてまいります。

地域医療の充実

次に、市立総合病院について申し上げます。

道北第 3 次医療圏の地方センター病院として指定を受けてから 10 年が経過しました。引き続き高度・専門医療に対応できる医療機能を備え、他の医療機関への専門医師の派遣及び機能分担と連携を図りながら、地方センター病院としての役割を果たしてまいります。

高度・多様化する医療ニーズに対処するため、本年 2 月から実施中の ICU 病床の新設・救急外来棟増改築工事につきましては、年内に完了する予定となっています。

次に、平成 20 年度の診療体制は、医師につきましては、胸部心臓血管外科が 1 名減となり、3 名での診療となりますが、循環器内科が 1 名増の 4 名に、脳神経外科も 1 名増え 5 名となります。また、ご心配をおかけしておりました精神科医療につきましては、固定医 2 名

による診療体制となっております。この他、看護スタッフの補充を行います。特に医療ソーシャルワーカー1名の新規採用と臨床工学技士を1名増員し、サービスの向上を図ってまいります。

公立病院の経営環境は厳しい状況にあり、昨年来、北海道による自治体病院等広域化・連携構想が提案され、それを後押しする形の公立病院改革プランも国から出されております。近隣市町村との協議を重ねながら、地域医療を守るため最大の努力をしております。

子育て支援の推進

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

最近の世相を反映し、市内でも児童虐待が増加傾向を示しております。また、内容も複雑・多様化し、従来の名寄市児童虐待防止庁内実務者会議だけでは対応が難しい事例の発生も予想される状況となりました。そこで平成19年度新たに児童福祉法による名寄市要保護児童対策地域協議会を法務局、警察署、児童相談所、市立病院等、関係13団体が連携し設置したところです。

平成20年度は、実務者会議やケース検討会議を通じて、虐待を受けている児童の早期発見や適切な支援に取り組んでまいります。

高齢者福祉の充実

次に、高齢者福祉の充実について申し上げます。

平成 20 年 1 月末における 65 歳以上の高齢者人口は 8,025 人、高齢化率が 26.5 パーセントとなり、高齢化が進んでいます。

高齢者が地域で自立した生活を送ることができるよう支援する重要性はますます高まっております。名寄市社会福祉協議会や民生児童委員をはじめ地域と連携して、保健・医療・福祉・介護などのさまざまな支援が継続的・包括的に提供できるよう努めてまいります。

また、地域包括支援センターを中心として高齢者の虐待防止、権利擁護、総合相談などを行うとともに、個別指導の必要な方を保健師等が訪問し、総合的な支援と指導ができるよう引き続き取り組んでまいります。

平成 20 年度は、翌年度からの名寄市第 4 期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画を策定する年次にあたりますので、名寄市保健医療福祉推進協議会に諮ってまいります。

障がい者福祉の推進

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

障がいのある方々が、必要な障がい福祉サービスを利用しながら、自立と社会参加の実現を図るため「第 2 次名寄市障がい者福祉計画」

を平成 20 年 3 月に策定いたします。平成 20 年度はこの計画を基本に「第 2 期名寄市障がい福祉実施計画」を策定するとともに、平成 23 年度までの福祉サービスを計画し、継続的な提供に努めてまいります。

また、乳幼児医療費の助成につきましては、北海道医療給付制度の改正に合わせ、今年 10 月から助成の対象年齢を、入院分について就学前から 12 歳まで拡大することを予定しております。

国民健康保険

次に、国民健康保険について申し上げます。

国民健康保険は医療制度改革による、後期高齢者医療制度の創設や退職医療制度の限定的な廃止に伴い、世帯数や被保険者が大きく変動し、基礎賦課分と介護納付金の 2 税から、後期高齢者支援金を加えた 3 税体制となります。

これらの税率については、応能応益割合に留意し、低所得者層への負担軽減の確保を軸に、均衡のとれた賦課が実現できるよう運営協議会、市議会とも十分協議して進めてまいります。

また、平成 20 年度から保険者に義務付けとなった特定疾病健診実施と保健指導については、治療から予防へのシフトであり、実施については保健センターとの連携により受診率向上に努めてまいります。

す。

次に、後期高齢者医療制度について申し上げます。

道内一円で高齢者を対象とした広域医療保険が4月1日からスタートし、75歳以上の方が老人保健制度から後期高齢者医療制度に移行となります。

新制度での医療給付については、老人保健制度と大きな変更はありませんが、被保険者として新たに保険料の納付を要する方もあることから、既に老人クラブや町内会を対象に制度の周知等に努めてまいりました。今後も、年齢要件による新加入者もおられますので、引き続き制度周知を行い、円滑な移行に努めてまいります。

“自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり”

循環型社会の形成

次に、廃棄物処理対策について申し上げます。

廃棄物の排出量は、ごみ有料化による減少後、横ばい状況が続いており、一層の減量化、資源化が求められています。

事業系及び家庭系ごみの分別・減量化については、今後も周知・徹底を図り、資源集団回収実施団体の拡大にも努めてまいります。

資源化の新たな取り組みとして、昨年9月から公共施設で排出される廃食用油のリサイクルを実施しております。今後、市内各事業

所や町内会・行政区等を通じて、広く市民の皆さんにも周知を図り、取り組みを進めてまいります。

次に、本年 7 月、北海道洞爺湖サミットが開催され、地球温暖化をはじめとする環境問題が主要議題の一つとして議論されます。当市においても講演会の開催など、市民の皆さんへの啓発をはじめとして、積極的に取り組みを進めてまいります。

また、環境美化活動の推進では、清掃週間の実施や、町内会・行政区等との協力連携のもと、通学路等の清掃活動にも取り組んでまいります。

消防

次に、消防事業について申し上げます。

火災を未然に防ぐため、防火・査察等の強化と、火災発生時に速やかに対応できる消防体制の充実を図ります。

平成 20 年度より、名寄消防署組織の新体制構築に伴い、風連出張所の勤務体制を隔日勤務に移行し、風連地区の災害・救急時における初動体制の強化を進めてまいります。

さらに、消防団の充実強化や救急業務の高度化を含めた救急体制の充実及び住宅火災警報器の普及など住宅防火対策等の備えを強化してまいります。

交通安全

次に、交通安全対策について申し上げます。

交通事故のない住みよいまちづくりのため、市民や団体の皆様のご協力をいただきながら、「交通事故死ゼロ」をめざし関係機関・団体との連携を密に、幅広い交通安全運動を進めてまいります。

生活安全

次に、生活安全対策について申し上げます。

犯罪のないまちづくりのため、新たに公用車 3 台に青色回転灯を整備し、啓発運動を推進してまいります。

平成 20 年度も「安全・安心円卓会議」と「生活安全推進協議会」を開催し、関係機関・団体と情報交換を行い、地域住民の安全確保のため適切な情報提供に努めてまいります。

消費生活の安定

次に、消費生活の安定について申し上げます。

市民が安心して生活できるよう、消費者団体と連携を図りながら、適正な情報提供、消費者相談、広報活動の充実など啓発活動に努めてまいります。

住宅の整備

次に、住宅の整備について申し上げます。

西町団地建替事業は、平成 15 年度より事業が始まり、これまでに 16 棟 32 戸が完成し、平成 20 年度での残り 4 棟 8 戸（木造平屋建て）の完成により、事業を終了いたします。

北斗・新北斗団地建替事業は、平成 19 年度の実施設計に基づき、住み替え住宅 1 棟 34 戸（鉄筋コンクリート造 5 階建て）の建設を 8 月に発注し実施してまいります。

改善事業では、白かば団地・新北栄団地の屋根張替工事を実施してまいります。

都市環境の整備

次に、風連地区の市街地再開発事業について申し上げます。

市街地再開発事業は、平成 19 年 12 月 27 日「株式会社ふうれん」が北海道知事の施行認可を受け、4 月に権利変換や土地の明け渡し手続き・補償を行い、7 月には解体、建築工事に着手してまいります。

市では、施行者と連携を図り、事業を推進してまいります。

次に、公園の整備について申し上げます。

風連地区の天塩川河川緑地パークゴルフ場は、昨年、芝の生育状況の悪化により開園を順延しておりましたが、平成 20 年度に下流側 18 ホールを供用し、上流側 18 ホールの芝の植栽・養生を行ってまいります。

風連西町公園内トイレは、水洗化により市民にご利用いただきます。

上水道・簡易水道の整備

次に、水道事業について申し上げます。

上水道は、安全で安定した水を供給するため、区域内未整備の飲料不適地区などの解消と、配水管の新設及び老朽管の更新を実施してまいります。

平成 20 年度は区域拡張として、国道 239 号 17 線から 18 線間の配水管を布設、配水管網整備では、共和 19 線道路改良に伴う配水管布設及び緑丘 16 線ほか、老朽管更新工事を実施し、給水区域内の漏水調査と配水管洗浄を継続し実施してまいります。

下水道・個別排水の整備

次に、下水道事業について申し上げます。

現在、計画区域内での家屋に対して、整備をほぼ完了し、水洗化

普及率も 95 パーセントを超えており、今後は施設の老朽化に伴う機器更新が主体となります。

名寄下水終末処理場は、雨天時の河川水質汚濁防止対策として平成 18 年度から、合流式下水道改善事業を行っており、滞水池設備工事の継続と処理場電気設備工事を実施してまいります。

また、農村部における個別合併浄化槽整備は、積極的な推進と快適な生活環境の保持に努めており、平成 20 年度は教職員住宅を含め 11 基の設置を実施してまいります。

道路の整備

次に、道路整備について申し上げます。

国土交通省関連は、継続事業で地方道路整備臨時交付金事業の東風連線智烈布橋架替上部工事ほか 1 路線、新規事業は北 1 丁目道路改良舗装工事ほか 2 路線、まちづくり交付金による風連地区瑞生通り歩道改修事業、また、新たな事業として、都市計画街路整備事業で緑丘通（北 4 丁目）の改良舗装工事を実施してまいります。

防衛省関連では、菊山線道路改良事業を継続し実施してまいります。

雪を活かし雪に強いまちづくりの推進

次に、除排雪事業について申し上げます。

除雪は、冬の快適な生活環境を確保し、市民生活や生産活動を維持するため、名寄地区において車道 300 キロメートル、歩道 35 キロメートルの実施、また、風連地区においては車道 154 キロメートル、歩道 19 キロメートルを実施してまいります。

排雪は、道路幅員確保・凍結道路の安全対策のため、カット排雪、交差点排雪を重点に実施してまいります。

排雪ダンプ助成事業、市道・私道除排雪助成事業は継続し、効率的・効果的な除排雪体制を築くため、除排雪水準の向上に努めてまいります。

“創造力と活力にあふれたまちづくり”

農業・農村の振興

次に、農業・農村行政について申し上げます。

国は、昨年より「新たな食料・農業・農村基本計画」に基づく水田・畑作経営所得安定対策や、農業の自然循環機能の維持増進を図る「農地・水・環境保全向上対策」、米政策改革の着実な推進を図る「新産地づくり対策」を導入しました。これら農政改革に対応した施策は、その実効性が問題となり、制度の基本を維持しつつ見直しを実施することとなっており、内容を十分検討し、担い手の育成や

産地づくりに取り組むほか、農家経済の安定に努めてまいります。

名寄市食育推進計画策定市民委員会で策定いただいた、食育推進計画は「豊かな食材、家族一緒に楽しい食卓」をテーマに名寄らしい食育を推進するため、家庭、地域、学校等で関係機関・団体相互の連携により取り組んでまいります。

当市は、肥沃な大地と昼夜の寒暖差による気候風土がもたらす良質で安全な農産物が生産される宝庫であり、自然の恵みを活かした食育と地産地消を市民運動として推進してまいります。

次に、米政策改革について申し上げます。

平成 19 年度からスタートした新需給調整システムに合わせ、旧協議会を統合した新たな体制として、名寄地域水田農業推進協議会の下に対応してまいりましたが、本年 3 月に予定される名寄市モチ生産組合と風連町良質米生産組合の統合により、米産地としてのめざすべき体制が確立されることとなります。

平成 20 年度産米の配分につきましては、北海道への配分が 1.15 パーセント減少したことに伴い、もち米は同率の削減に加え、昨年、在庫数量の解消を目的に導入された 10 パーセントの自主削減が継続されることとなりました。

また、うるち米につきましては、北海道ガイドラインの見直し等

に伴い最下位の1ランクとなったため、数量では55トンの削減となりましたが「こめごころ」等の地場産ブランドの活用により、地産地消と消費拡大に努めてまいります。

また、産地づくり対策につきましては、平成19年度の予算額11億1,003万円に対し、実績見込額10億8,679万円で、98パーセントの執行となっており、平成20年度の関連予算が前年度並みに見込まれることから、平成19年度と同水準の支援・誘導策を講じ、地域水田農業の発展に向け、担い手の育成や経営体の安定・強化を図ってまいります。

次に、水田・畑作経営所得安定対策について申し上げます。

平成19年産から導入された本制度への加入状況は、加入者数475名、平成18年度作付面積との比較では、米84パーセント、春小麦75パーセント、秋小麦89パーセント、大豆93パーセント、てん菜93パーセント、澱粉用馬鈴薯82パーセントとなっており、大きく作付けが減少しました。

本制度に関しては、当市をはじめ見直しの声が強く、国は平成20年度から市町村特認による加入者の拡大、申請手続きの簡素化、交付時期等を見直すこととしており、関係機関・団体との連携・協力のもと、制度改正への迅速かつ適切な対応を図ってまいります。

次に、「農地・水・環境保全向上対策」について申し上げます。

平成 20 年度は、全市的な取り組みを行うために新たに 8 地区を設定し、昨年から各地域の代表者へ事業説明、各地域の住民説明を行っております。代表者へ活動組織の立ち上げ、計画の策定をお願いしており、4 月からの活動に向け準備を進めております。

平成 20 年度予算は 9 地区の事業費 1 億 5,869 万円を見込み、市負担分の 25 パーセントを計上いたしました。本対策により、地域住民を含めた農業者が共同で行う「農地・農業施設の保全活動」や「農村の環境向上活動」に対し支援を行ってまいります。

次に、畑作・野菜の振興について申し上げます。

水田・畑作経営所得安定対策が導入され、畑作 4 品以外の栽培振興は急務であります。国の「強い農業づくり交付金」事業により、JA 道北なよろが実施する、馬鈴しょ貯蔵施設整備事業、野菜の真空予冷施設整備事業を支援し、消費者ニーズに応えた計画出荷、新鮮さなど品質保持による有利販売により所得の向上と産地強化を図ってまいります。

次に、農業振興センターについて申し上げます。

機能・業務につきましては営農指導、土壌診断、試験・展示ほ場の設置、組織培養、アスパラガス大苗の供給事業等、営農技術指導

の拠点施設として運営してまいります。平成 20 年度から営農指導技術職員を 3 名とし、指導体制の充実を図ってまいります。なお、旧水稻試験地については、昭和 44 年以降、北限の水稻生産確立の役割を担ってまいりましたが、試験の充実化・効率化をめざし、農業振興センターに集約することとしております。この間、ご指導、ご協力いただいた関係機関、生産者の皆さまに厚くお礼を申し上げます。

次に、畜産の振興について申し上げます。

地球温暖化対策による、バイオ燃料向けの穀物需要の急増が、価格高騰の一因とされ、配合飼料や燃料代の増大が農家経営を圧迫しています。

若干の乳価引き上げが期待できるものの、飼料高騰など厳しい状況が今後も予想されますが、安定生産のため自給飼料の安定的確保や効率的な飼料生産供給体制の確立、地域環境に順応した飼養管理技術の向上など、足腰の強い畜産経営を推進してまいります。公共牧野事業は、名寄市営牧野及び母子里地区共同牧場への預託放牧を奨励し、購入飼料に過度に依存しない畜産経営により、安全安心で信頼される畜産物の供給と、経営の安定化を図ってまいります。

次に、名寄市立食肉センターについて申し上げます。

食肉の衛生検査につきましては、これまで牛海綿状脳症（BSE）対策特別措置法に基づき、衛生管理を徹底してまいりました。BSE検査室については、北海道及び名寄保健所からの指導もあり、機能充実と検査員の安全を図るため、適正な検査対応が可能な施設として新たな検査室を準備し、安全安心な食肉の供給と畜産農家の経営安定のため、食肉センターの円滑な運営に努めてまいります。

次に、農業農村整備事業について申し上げます。

継続中の道営事業では「道営畑地帯総合整備事業」の智恵文地区において、暗渠排水・心土破碎・石礫除去などの工事を行い、本年度で事業完了の予定であります。

「道営地域水田農業支援緊急整備事業」の名寄、風連両地区においても、効率的・安定的な経営体の確立を図るため、区画整理・暗渠排水・用水路等の整備を実施してまいります。

「道営経営体育成基盤事業」では、東豊・瑞生・共和各地区において、経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造確立のため、区画整理、暗渠排水、客土、用・排水路の整備を実施してまいります。

また、新規事業として「基幹水利施設ストックマネジメント事業」弥生地区が採択され、平成24年度までの5カ年計画で、曙・砺波地区の取水源である天塩川20線頭首工の改修に着手することとなりま

した。いずれも、北海道が実施する「持続的農業・農村づくり促進特別対策事業」の対象事業であります。基幹産業である農業振興のため、これらの事業を活用し、農家負担の軽減を図ってまいります。

林業の振興

次に、林業の振興について申し上げます。

林業を取り巻く状況は、従事者の減少、木材価格の低迷や林業コストの上昇、さらには、所有者の林業経営に対する意欲の減退など厳しいものがあります。反面、地球環境問題など、森林の持つ多面的機能が見直され、森林の保護や植林による無立木地の解消等が求められています。今後も市有林の維持管理や除間伐・植林の実施、民有林においても、国・道の助成制度を活用しながら森林の整備を図ってまいります。

商工業の振興

次に、商工業の振興について申し上げます。

道内の景気動向は、北海道財務局の昨年10月から12月までの法人企業景気予測調査結果によると、下降傾向にあり、景況判断は、前回半期に比べて売上高や経常利益の景気動向指数が7.8ポイント低下となっています。名寄地方における景気動向は、地元金融機関

の景況レポートによりますと、企業の景況感を示す業況判断指数（DI 値）は、昨年 1 月から 6 月までの実績で、前期から 3 ポイント下り、マイナス基調で推移しています。概況では、製造業で改善が見られますが、公共事業の減少など総体的に低調にあり、来期の見通しも引き続き停滞感を強めている状況となっています。

昨年 11 月、名寄駅横に出店の意向を表明した生活協同組合コープさっぽろにつきましては、現在、市と商工会議所において中心市街地活性化基本計画の策定に向けた作業を行っており、その中で出店計画に対し、バスターミナルとの複合施設など総合計画との整合性、中心市街地活性化との関係、地域の小売業者への影響等を商工会議所など関係団体と検証し、慎重に対応してまいります。

今春 4 月オープン予定のポスフルに対し、地元貢献、交通対策、環境対策など行政として懸念される 12 項目について要望書を提出しました。本年 1 月に回答を受けましたが、今後も生活環境の保持に対する影響が懸念されるときは、改めて改善策を求めてまいります。また、大規模小売店舗立地法による、交通・環境に関する意見を提出しましたので、今後、北海道大規模小売店舗立地審議会での意見について審議されることとなります。

中心市街地活性化基本計画につきましては、商工会議所とともに素案作りを行い、本年 4 月からの活性化準備会で計画の取りまとめ、

同時に市民の意見を聴きながら、7月から法定協議会で計画書を策定し、本年秋頃には、内閣府へ提出すべく手続きを進め、平成21年1月から2月に認定いただけるよう作業を進めております。

公設市場につきましては、大型商業施設やコンビニエンスストアの進出などの影響が大きく、既存小売店では市街地の空洞化が進み取扱量、取扱高が減少となり、厳しい状況にあります。卸業者の丸鱈名寄魚菜卸売市場株式会社では、地場野菜の量的確保と価格の安定化を図り、販路拡大、経費削減等経営努力を続けております。併せて、今後も名寄地方の台所として安全・安心な生鮮食料品の安定供給に努力をしております。

雇用の安定

次に、労働関係について申し上げます。

道内の雇用環境は、依然として低迷が続いており、当地方においても、厳しい環境下で推移しています。名寄公共職業安定所管内においては、今春の高卒者の就職率は73.1パーセントで前年同期と比べ14.4ポイント増加しています。しかし、総体的な就職状況は昨年に比べ減少し、厳しい景況が反映しています。今後も就職情報を的確に提供できるよう関係機関と連携しながら推進して行きます。

季節労働者対策については、30年間続いてきました冬期技能講習

制度が終了し、通年雇用促進支援事業が始まり 2 年目となりました。
平成 20 年度、季節労働者の通年雇用化の促進と国の認定訓練に伴う
賃金分として、事業主の経営資金の負担を軽減するため、事業主に
融資する中小企業通年化支援資金貸付制度を創設してまいります。

観光の振興

次に、観光の振興について申し上げます。

NPO 法人「なよろ観光まちづくり協会」にソフト事業を移行し
て 6 年が経過しました。近年、体験型観光の志向が強まり、参加型
観光の希望が多くなっており、当市おける自然・文化的な観光資源
の豊かさを最大限活用した事業推進を情報発信してまいります。平
成 20 年度全面オープン予定の道立サンピラーパーク、ひまわり畑、
健康の森、ピヤシリスキー場、望湖台自然公園など、観光協会、指
定管理者受託企業など民間活力と連携を図り、交流人口拡大の推進
を図ってまいります。

ピヤシリスキー場につきましては、第 2 リフト滑車ベアリング交
換工事、第 1 リフト支柱塗装工事を行い、安全・安心で快適なスキ
ー場として整備いたします。未就学児のリフト無料化、スキーこど
もの日として小中学生リフト無料開放日を設定するなど、多くのイ
ベントを企画し、より一層楽しんでいただけるスキー場となるよう

努めてまいります。

道の駅事業につきましては、道の駅との一体感を出すために隣接する特産館施設の壁面改修、芝張りなどのファサード整備事業を実施いたします。また、オープンは4月下旬を予定しており、指定管理者と連携し市内の特産・名産品、農産物の販売、観光情報などの発信を行い、地域経済活性化の拠点施設として活用してまいります。

“心豊かな人と文化を育むまちづくり”

大学教育の充実

次に、名寄市立大学並びに市立名寄短期大学について申し上げます。

去る2月1日、平成20年度の短期大学児童学科の一般入試を行いました。推薦などを除く入学定員25名に対し志願者は前年度より41名少ない55名となり、2月9日に37名の合格者を決定いたしました。

一方、大学保健福祉学部の一般入試で、前・後期合わせた入学定員85名に対し、510名の出願があり、3学科平均倍率は6倍となりました。前期では、栄養学科定員21名に対し志願者は53名で倍率2.5倍、看護学科定員25名に対し109名が志願し倍率4.4倍、社会福祉学科定員25名に92名が志願し倍率3.7倍となっています。

本日、札幌と名寄の2会場で入学試験を行っておりますが、3月5

日に合格者の発表を予定しています。また、後期試験は3月12日に実施し、3月20日に合格発表を予定しております。

少子化に伴う受験者数の縮小の中で、前年度を下回る志願状況となりましたが、各学科とも目標数値を確保することができました。

今後も、小規模の大学としての特色を活かし、教育や研究の質の向上に努めるとともに、計画的な施設整備を進めてまいります。

以上、市政執行に対する私の所信と、基本的な考え方を申し上げます。

市議会議員の皆さん、並びに市民の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます、平成20年度の市政執行方針といたします。